

平成19年12月4日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鷹司 通昭  
(コード番号8206 大証2部)  
問合せ先 取締役(経理・財務管掌)  
上野 孝一  
Tel (03) 5425-2511

### 大阪証券取引所への「改善報告書」提出について

当社は、平成19年11月20日付で大阪証券取引所より「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づき、当社が平成19年10月19日付で行った「投資有価証券等に関連する特別損失計上及び平成20年2月中間期業績予想修正の開示」につきまして、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたので、ご報告いたします。

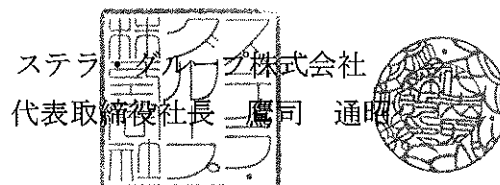
添付書類：改善報告書

以 上

# 改善報告書

平成19年12月4日

株式会社大阪証券取引所  
取締役社長 米田 道生 殿



このたび、当社は平成19年10月19日付で、投資有価証券等に関連する特別損失（個別：約31億円、連結：約11億円）を計上し、併せて平成20年2月中間期の業績予想を大幅に修正する旨の開示をいたしました。本件につきまして、当社は9月25日の時点で特別損失の発生という重要事実を認識していたにも拘らず、半月以上も開示遅延いたしました。

上記につきまして、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第23条第3項の規定に基づき、その経緯と改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

## 1. 経緯

### (1) 決算整理事項の洗い出し

当社は平成20年2月期中間期（平成19年3月1日～平成19年8月31日）の決算締めに伴い、中間決算に影響を及ぼす項目の洗い出し作業を始めました。

当社の「時価のあるその他有価証券の減損ルール」においては、当該期末日時点において、下落率50%超の銘柄は原則として減損を行い、下落率40%超50%未満の銘柄は個別に回復可能性を検討したうえで、減損処理の必要性を判断することになっており、そのため、当初は一部において判断に迷う銘柄も出てまいりました。

また株式会社プロジェ・ホールディングス（以下「プロジェ社」）及び株式会社オーエー・システム・プラザ（以下「OA社」）が保有する株式の評価損計上については、両社は連結子会社ではあるものの、上場会社であるため、「8月末時点で下落率50%未満かつ、その後の値動きで回復が完全に明らかになっていない、もしくは回復する可能性があるかどうか判断に迷う株式」の評価損計上については、各社の決算に対する方針を基に、各社内にて個別銘柄毎に議論し、その判断が妥当かどうかを各社で監査法人と相談する事がまず必要と考え、両社に対しては、原則親会社である当社の減損ルールに従ってもらうことを依頼いたしました。

そして、平成 19 年 9 月 14 日の時点で、実務を担当する当社経理部案としては、以前投資事業を行っていた時の経験もあり、財務の健全性から当社が保有する有価証券のうち下落率の高いものについては、基本的に下落率 50%未満であっても、減損する方針を打ち出しました。

当社の決算集計につきましては、実務として決算数値については経理部長（現経理・財務管掌取締役）がとりまとめておりますが、決算短信等の開示書類については、平成 17 年 7 月の当社東京本社スタート以来、監査法人の了解後、取締役会で正式に決定（確定）しておりました。これは、当社は以前、有価証券投資事業を行っていたため、株価の回復可能性や、下落率が 50%を超えていない取引所相場のある有価証券または、相場のない有価証券他株式の評価損の計上については、当社の損益に大きな影響を与えるため、前任の会計監査人であるあずさ監査法人（平成 19 年 5 月 25 日付退任）から、必ず事前に同監査法人に相談し、了解を得た後に開示するように、と強く指導を受けていたからでした。

そのため、本件の開示についても、当社経営陣及び実務スタッフも皆、監査法人の了解がないと、金額は確定していないとの認識があり、会社が責任を持って確定しようという意識がありませんでした。

また、その金額算定作業にあたっては、のれん償却額等の連結における影響等があるので、確実を期すため、公認会計士の資格を有する人員を複数要しており、当社が連結決算関係の会計サポートをお願いしている株式会社リガヤパートナーズにも検証をしてもらう必要があると判断し、当社経理部から同社へ依頼いたしました。同社からの返答としては、「その金額算定の考え方自体に問題はないが、最終的な監査人としての判断は、監査意見を提出する監査法人でないと決定できないので、当社会計監査人の指示に従って下さい」とのアドバイスを受けました。

## (2) 執行役員 CEO への事前報告

9 月 19 日、上記検証を基に、執行役員 CEO（当時）の鷹司通昭（現代表取締役社長）と当社経理部がミーティングを行い、今回の決算においては、監査法人の了解を得られることを条件として、健全性を追求した決算とする方向性につき確認を得ました。

## (3) 監査役への事前報告

9 月 19 日、経理部長（当時）から、当社監査役の湯浅、林にもこの旨を事前説明したところ、適正な内部基準に則り、内部監査上問題がない、健全な会計の手続きから算出された評価損の計上（ドラフト）である旨の了解を得ました。

## (4) 霞が関監査法人への確認

当時の当社の会計監査人であった霞が関監査法人に対しては、前任のあずさ監査法人から、「会計上の判断、見積もりが存在する事項を含む数値確定には、必ず監査法人に会

社が行った判断や見積もり、数値結果について内容の了解手続きを経ること」と指導されている旨を説明し、同様な手続きをしていただくことをお願いしました。

しかしその当時、霞が関監査法人とは、8月以降、当社の監査継続に関する協議を繰り返しておりました。それは、8月9日付で、霞が関監査法人より、

①前任の監査法人の監査時間が大幅にかかっていたことから、ステラ自体が財務報告に係る内部統制の整備状況が完全に改善されたと心証を得るに至っていない。

②経営方針が大きく変更される予定であり、そのような状況に監査は対応できない。との事由で、当社の監査に関して監査実施者の確保が困難になると、当社会計監査人の辞任意向とともに、それに対する当社から同監査法人への改善提案書の提出依頼があったことに端を発します。当社としては内部管理体制の確立と経営体制の刷新を理由に、同監査法人にはその旨を記した改善提案書を提出するとともに、反論を行いました。

その後、霞が関監査法人の対応は、『受けられない⇒再考⇒受けられない⇒再考⇒受けられない⇒再考』を繰り返した後、一時は9月20日から経理書類のレビューが始まり、霞が関監査法人からは中間決算短信発表までの連日の監査実施の明言、金融機関への残高確認書の発送指示、子会社往査のスケジュール調整・実施等、具体的な監査実務指示がありました。本件減損金額の確定につきましても、9月20日から始まった経理書類のレビューの際に、「中間決算整理事項」とした数値を入れた資料を渡して、了解を求めました。しかし、その回答が得られないままに、9月26日に当社連結子会社である0A社株式を巡る株価操縦事件が報道された直後に、いきなり監査実施が中止となり、9月28日には辞任届が届けられました。その後の交渉にも関わらず、霞が関監査法人は監査を再開することなく辞任となり、10月2日に当社は同監査法人辞任の開示を行うこととなりました。

#### (5) 取締役会決議

この間、この有価証券評価損の計上額について集計した結果、ドラフトベースでも金額が非常に大きいこともあり、実務サイドとしては早急に各取締役と協議を諮りたいとの判断で、9月25日に行われた当社取締役会に上程いたしました。

その取締役会においては、監査法人の了解を得られることを前提に、減損の方針としての承認を得ました。しかしその金額の確定については、各個別銘柄毎に個々の事情を勘案したうえでの回復の可能性や下落率50%超に満たない銘柄の評価減等、監査法人の判断の結果、数字が変化する可能性も否定できないと考え、監査法人の了解を経たうえで金額を確定することとなりました。

この当時の判断として、この9月25日の取締役会では、金額の確定には監査法人による了解を得ることが必要との認識があったからでした。しかし、今振り返れば、この取締役会決議で方針を決定された時点で重要事実が発生しており、その開示のために金額の確定が必要であるならば、取締役会の前に監査法人の了解を得るか、または次善の策として、この取締役会承認から最大限の努力をして、可及的速やかに監査法人による了解を得て、開示を行うべきでありました。

しかし当時は、当社の経営陣には常勤役員が不在であり、重要事実に対して責任を持って取り仕切る経営体制にはありませんでした。またそれとともに、「減損計上方針策定⇒金額確定⇒取締役会決議⇒開示」という一連の流れを統括すべき内部管理の責任者も不在であったことも原因の一因でありました。

#### (6) プライム監査法人への確認

霞が関監査法人辞任を受けて、当社はプライム監査法人に対して一時会計監査人就任のお願いをし、併せて同監査法人へも本件につき同様の了解を求めましたが、一時会計監査人就任は10月5日付であり、それまでは一時会計監査人を引き受けるかを定める予備調査中ということで本件の回答はいただけませんでした。

10月9日からプライム監査法人の監査は始まりましたが、同監査法人からは監査手続き上、子会社監査を経てからの意向がありました。当社としても、プライム監査法人に対して、子会社監査中も何度か回答が欲しい旨依頼しておりましたが、ステラ東京本社往訪時に行う旨電話で回答を得たに留まっておりました。

本来ならば、減損金額の確定については、霞が関監査法人による9月20日からの監査、そしてその後一時会計監査人に就任したプライム監査法人が10月9日から始めた監査において、早期に結論を出してもらえるように強く依頼すべきでありました。しかし、当時は上記のとおり、既に中間決算期末を過ぎている時点で、このような監査法人の状況が変動する特異な状況に陥ってしまったため、まず監査法人問題の解決の方に気を取られすぎてしまい、結果的に減損金額確定と早期開示への認識が薄れ、その適時性に開示が遅延する結果となってしまいました。

そして最終的には、10月19日に連結子会社であるプロジェ社が「業績予想の修正に関するお知らせ」を開示する旨の連絡があったため、当社としても業績予想の修正に関する確定並びに開示を行う必要が出てきたため、ステラ東京本社に往訪していたプライム監査法人に改めて強く依頼し、了解を得たため、10月19日に開示を行った次第です。

## 2. 反省点

### 【適時開示に関する認識の不足】

9月25日の取締役会の時点では、金額は確定していなくても、減損計上の方向性を会社として承認したのであれば、今振り返れば、この時点で重要事実は確定した訳であり、その開示のために金額の確定が必要であるならば、取締役会の前に監査法人の了解を得るか、または次善の策として、この取締役会承認から最大限の努力をして、可及的速やかに監査法人による了解を得て、開示を行うべきでありました。

減損金額の確定につきましては、霞が関監査法人による9月20日からの監査、またはその後一時会計監査人に就任したプライム監査法人が10月9日から始めた監査において、早期に結論を出してもらえるように強く依頼すべきでありました。

これらは、当社経営陣も含む、適時開示に関する認識の不足であると、非常に深く反省しております。

当社は、上記の投資有価証券等に関連する特別損失計上及び平成 20 年 2 月中間期業績予想の修正という重要事実の開示の大幅な遅延を招いた事実を厳粛に受け止めており、株主の皆様、並びに多くの関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省し、改めて深くお詫び申し上げます。

### 3. 問題点

#### (1) 適時開示に関する経営体制の不備

本書「経緯」においても申し上げました通り、問題の 9 月 25 日の取締役会の時点においては、当社の経営陣には常勤役員が不在の状態であり、この発生した重要事実に対して、責任を持って取りしきるという体制にありませんでした。

#### (2) 適時開示に関する社内管理体制の不備

当社は平成 18 年 5 月から、適時開示に関して、的確で迅速な対応を図るべく、当社の社内管理体制に対して、次頁のように改善策を図ってまいりました。

しかしながら、経理における決算集計・計算書類作成、グループの連結管理面には、人材の採用・増員により当社内で完結できるよう改善いたしましたが、担当役員や社員の異動・退職等の発生、管理本部長として就任した人間が 2 代続けてうまく機能しなかった等、昨年秋以降短期間で体制の変更が相次ぎ、今回の件で発覚した通り、改善策の実効性がない状況でした。

そのため、当社の内部管理体制におきましても、『減損計上方針策定⇒金額確定⇒取締役会決議⇒開示』という一連の流れを統括すべき内部管理に責任者が不在であったことも原因の一因であると考えております。

また、現在、当社内においては、「適時開示にかかる体制の概要」はあっても、実態ベースでは、過去に上場会社にて適時開示業務を実務として経験してきた常勤の社員が、事実上ただ 1 人で開示判断から開示書類作成等の実務作業、取引所との相談・協議対応まで行っている状態です。

当社では、適時開示業務の未経験者に対する社内ルール、マニュアルは制定されておりません。

そのため、当社経営陣・従業員とも、当社における適時開示体制の重要性が認識不足となっており、適時開示体制に関する社内体制が十分に機能できているとは言い難い状況に陥っております。

時期	項目	改善の目的	その後の達成状況
平成18年5月	取締役会運営方針変更	これまでの取締役会では、決議事項を中心に扱ってきたが、これ以降は、決議事項のみならず報告事項を多く扱い、各取締役が抱えている問題や業務執行の現状について意見交換ができるような運営に変更。懸案事項等について、取締役全員で改善策の検討と意思決定ができるようになり、取締役間の共通認識の形成に役立つようにした。	現在でも継続しており、取締役間の共通認識の形成には役立つ。但し、今回の件で発覚したように、重要事実に対して責任を持って取り仕切る経営体制ではなかった。
平成18年7月	社内組織の変更	管理部門については執行役員制度を導入し、各々の担当が専門的観点から業務の相互牽制を行えるようにした。また執行役員は最終判断を取締役に求めるだけでなく、日常の業務執行についても定期的に取締役会に報告を行うことで、業務執行に対する取締役会の監視機能の充実も目的とした。	ここで任命の執行役員の任期期限である平成19年7月の時点では、その後の経営体制刷新の計画が進行していた事もあるため、その後に見直すこととして、執行役員による役割分掌は中断となる。
平成18年9月	開示体制に関する改善	①適時開示に対する判断や法令等の解釈を情報取扱責任者一人に任せることなく、総務人事部と共同で行う体制とし、案件によっては適宜経理・財務部も補助で加わる体制に変更。 ②監査法人、顧問弁護士等の社外専門家に対する事前照会を今まで以上に頻回に、そして詳細に行い、開示内容や会社の行った解釈についての妥当性や適法性を確認する。 ③発生事実の開示の要否については、情報管理責任者と執行役員2人の協議により行う。また、必ず証券取引所にも事前照会を行う。	①実態では実効性がない結果となる。 ②社外専門家への確認・照会は継続的に実行。(本件では逆に固執する結果となってしまった) ③取引所への事前照会は励行。しかし、開示要否の協議は、実態では実効性がない結果となる。
平成18年10月	親子会社間の情報管理体制強化	原則として当社総務人事部が子会社の重要情報を収集する窓口となり情報管理体制を整備し、子会社の情報取扱責任者及び開示担当者と重要情報に関して連絡を密に取り情報を共有できる体制を構築。	継続実施。しかし、平成19年11月、総務人事部担当者退職に伴い、現在体制再構築中。
平成18年12月	経理・財務体制の強化	新たに入社した社員1名に対して、経理・財務関係の業務を担当させることで、担当部署の業務負担の軽減、及び決算作業の体制強化を図り、開示書類に万全を期すよう意識付けを実行。	人員補強については、計算書類作成等の担当者負担軽減には資する結果に。
平成19年3月	社長交代に伴う体制変更	社長交代に伴い、総務人事部と財務経理部を統括する管理本部を新設し、統括責任者として新たに管理本部長を採用。 適時開示については、その要否の判断をただ一人の判断に委ねることがないように、社長、管理本部長含め、意見交換を行う体制に変更。	管理本部制は、管理本部長として就任した人間が機能せず、結局平成19年7月26日付で廃止。適時開示体制については、実態では実効性がない結果となり、担当者1人の判断に委ねられる状況に。
平成19年7月	①管理本部制廃止 ②決算集計体制の強化	①管理本部長が結果的に2人続けて機能しなかったため、管理本部制を廃止。経理・財務部門と総務人事部門が共同で内部管理を行う体制に変更。 ②経理の実務経験豊富な人材を2人補強。	決算集計・計算書類作成については、人員増強により、決算集計・計算書類を作成については、社内でもとめられる体制になる。
平成19年11月	体制変更	臨時株主総会により、新社長及び常勤の管理担当取締役(新情報取扱責任者)を選出。 開示体制については、社長と情報取扱責任者を中心に、適宜関連部署が加わり行う体制に変更。	現在は新たな開示体制を検討中。

これら、いくつもの問題点を解決せず先延ばししてきたうえ、会社の都合を優先した開示判断を行ったこと等、会社情報の適時開示等に関する規則にいう「常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」という原則の認識に欠けていたものと、真摯に反省しております。

#### 4. 改善措置

当社は、適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に迅速かつ正確な会社情報の開示を適切に行える社内体制の確立に努めるべく、今回の問題点を踏まえて、以下の通り改善措置を講じてまいります。

##### (1) 社内管理体制の再構築

このたび 11 月 28 日の当社臨時株主総会を経て、常勤役員を 2 名選出いたしました。元三井銀行出身の鷹司通昭が代表取締役社長に就任し、彼を支える常勤の取締役として、平成 18 年 1 月より当社の管理部門（経理）を担当している者が、経理・財務管掌取締役かつ情報取扱責任者として就任いたしました。

今後の当社の経営は、この常勤役員 2 名（代表取締役社長の鷹司が最高経営責任者、情報取扱責任者である取締役が内部管理部門の統括責任者）が主体となって、会社情報の適時開示に関わる社内体制の再徹底を行ってまいります。

実務作業面においても、募集・育成による人材の補強に努め、当社決算期末の平成 20 年 2 月末までには、複数名のスタッフが適時開示に関与できるような人的体制の構築、並びに社内ルール・マニュアルの策定を図ってまいります。

##### (2) 当社経営陣の適時開示に関する体制強化

会社経営のベースは経営陣、特に常勤役員が重要であり、今後たとえ担当者の異動・退職等、実務体制の変更等があっても、経営陣、特に常勤役員が強い意識と行動力を持ち合わせて、トップマネジメントの積極関与により対応できるように、改めてまいります。

そのため、常勤役員である代表取締役社長・鷹司、情報取扱責任者の取締役を中心に、会社の重要情報を集中させ、各取引につき適時開示が必要かどうかを報告・連絡・相談する内部統制及び内部管理体制の強化を実施してまいります。

##### (3) 社内研修会・勉強会の実施

当社経営陣・従業員に対して、会社情報の適時開示意識を再徹底させるため、早急に社内にて研修会・勉強会を行ってまいります。

社内研修会・勉強会については、定期的に当社経営陣・本社従業員に対して実施し、

総務人事部が研修会の内容を記録し、記録内容をグループ会社のスタッフも閲覧できるようにして、適時開示に対する認識向上と法令遵守の意識向上を図ってまいります。

第一回目の社内研修会は、平成 20 年 1 月末までに外部専門家招いて実施し、以降年 1 回のペースで外部専門家を招いた研修会を実施いたします。また、社内勉強会は原則月 1 回のペースで実施してまいります。

#### (4) 監査法人・会計サポート会社との更なる連携強化と業務フローの確立

プライム監査法人や会計サポート会社である株式会社リガヤパートナーズとは、今まで以上に連携を密にし、会計処理・手続きに関し、適時適切な相談・協議を行ってまいります。

そして、決算・経理関係における開示すべき事象については、随時会計サポート会社の助言をもらいながら、会計監査人と経理実務サイドが協議し、迅速に取締役会等の機関決定を経てから開示を行うという、決算・経理関係における情報開示の業務フローを早急に確立いたします。

#### (5) 経理業務の再点検

経理業務担当者に対しては、今後日本版 SOX 対応に準じ、適時開示に対して強力な内部牽制を機能させることを狙いとして、その決算確定のため、現行の関連業務規程及び業務手順を総点検することを平成 19 年 12 月より行ってまいります。

当社は今回の事態を真摯に反省し、今後は当社全体として適時開示の重要性につき再度認識を徹底するとともに、開示体制を含めた内部管理体制の再構築、そしてコーポレートガバナンスの徹底に向け、当社一丸となって全力で取り組み、このような事態が二度と起きない体制を築いてまいります。

以 上